

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-23)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止、外来種等による在来種や生態系への影響の防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,055	5,664	3,472	確認中
		補正予算(b)	400	2,400	2,300	確認中
		繰越し等(c)	663	▲ 1,938	253	
		合計(a+b+c)	5,118	6,126	6,025	
執行額(百万円)	4,757	5,225	確認中			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	国内希少野生動植物種の指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	- 年度	—
		—	171種	207種	270種	309種	427種	700種	
		年度ごとの目標値	—						
	国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	- 年度	○
		—	0種	0種	0種	0種	0種	0種	
		年度ごとの目標値	-						
	奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○
		—	0.003頭	0.0004頭	0頭	0頭	0頭	0頭	
		年度ごとの目標値	—						
	ヒアリの定着地点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○
		—	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	
		年度ごとの目標値	—						
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R5年度	-
		推定の中央値ニホンジカ216万頭、イノシシ120万頭 ※令和3年度に算出	ニホンジカ227万頭、イノシシ107万頭	ニホンジカ223万頭、イノシシ105万頭	ニホンジカ222万頭、イノシシ100万頭	ニホンジカ218万頭、イノシシ87万頭	集計中	平成23年度比で半減(ニホンジカ108万頭、イノシシ60万頭)	
		年度ごとの目標値	—						

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復のため、国内希少野生動植物種の指定、保護増殖事業計画の新規策定・変更を行い、一部の保護増殖事業対象種では野生復帰が順調に進んでいる。外来種対策については、マングースをはじめとする特定外来生物の防除、ヒアリ類の水際対策強化等により、侵略的外来種による生態系等に係る被害の防止に寄与している。また、鳥獣の適切な保護・管理については、測定指標であるニホンジカ・イノシシの生息頭数が両種ともに平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されており、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。これらのことから、いずれの測定指標とも相当程度進展ありと判断した。

＜絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存＞

- ・国内希少野生動植物種について、令和3年度に新たに32種を追加指定した。
- ・レッドリストについては、2024年以降の第5次レッドリストに向けた作業に着手した。
- ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和4年1月までに指定された国内希少野生動植物種427種のうち、75種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。

- ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、ライチョウの保護増殖事業では、ライチョウが絶滅したとされる中央アルプスでの個体群復活に向け、野生のライチョウ家族を動物園に移送し、繁殖させて戻す取組に着手した。

＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞

- ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めており、両種ともに生息頭数は平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されている。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。

＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞

- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和3年度は16件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、令和2年度は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した。

- ・外来生物法に基づき、特定外来生物である156種類について飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和3年度には合計52箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特にマングースについては、奄美大島では引き続き十分な捕獲努力量を投入した上で捕獲なしが続くなど生息密度低下の傾向が維持されるとともに、沖縄島北部地域においてはヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。

- ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和3年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港及び令和2年9月の名古屋港及び令和3年9月の大阪港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、コロナウイルス感染症蔓延防止のためオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。

- ・改正外来生物法施行後5年が経過し、改正法の施行状況の評価及び外来種対策のあり方の検討を行い、R4.1に中央環境審議会より「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた必要な措置について」答申がなされ、R4.3に改正法案を閣議決定し、国会に提出した。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

評価結果	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 ・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、従来の規制に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物についても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。 ・令和3年度の鳥獣保護管理法基本指針改定に当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・平成2930年度鳥獣関係統計
---------------------------	---

担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名	中澤圭一(野生生物課長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------------	--------	--------------	----------	--------